

指宿広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例

(昭和51年指宿広域市町村圏組合条例第3号)

改正 昭和54年指宿広域市町村圏組合条例第3号
昭和55年指宿広域市町村圏組合条例第1号
昭和58年指宿広域市町村圏組合条例第1号
昭和62年指宿広域市町村圏組合条例第1号
平成2年指宿広域市町村圏組合条例第1号
平成5年指宿広域市町村圏組合条例第5号
平成7年指宿広域市町村圏組合条例第1号
平成8年指宿広域市町村圏組合条例第2号
平成9年指宿広域市町村圏組合条例第1号
平成17年指宿広域市町村圏組合条例第2号
平成17年指宿広域市町村圏組合条例第3号
平成18年指宿広域市町村圏組合条例第2号
平成19年指宿広域市町村圏組合条例第2号
平成23年指宿広域市町村圏組合条例第1号
平成24年指宿広域市町村圏組合条例第1号
平成25年指宿広域市町村圏組合条例第1号
平成25年指宿広域市町村圏組合条例第4号
平成25年指宿広域市町村圏組合条例第5号
平成26年指宿広域市町村圏組合条例第1号
平成29年指宿広域市町村圏組合条例第1号
令和4年指宿広域市町村圏組合条例第1号
令和4年指宿広域市町村圏組合条例第4号
令和6年指宿広域市町村圏組合条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、指宿広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本組合に処理施設を設置し、その名称、位置は次のとおりとする。

(1) し尿処理施設

名称 指宿広域汚泥リサイクルセンター

位置 指宿市開聞仙田711番地4

(2) ごみ処理施設

名称 指宿広域クリーンセンター

位置 指宿市十二町4692番地1

(3) 一般廃棄物管理型最終処分場

名称 指宿広域管理型最終処分場

位置 南九州市穎娃町郡10995番地1

(業務)

第3条 前条に定める処理施設の業務は次のとおりとする。

(1) し尿処理施設 本組合管内（指宿市の全域及び南九州市穎娃町の区域をいう。以下同じ。）のし尿、浄化槽汚泥等の処理を行う業務

(2) ごみ処理施設 本組合管内のごみの焼却処理及びごみの選別、破砕、圧縮等の処理を行う業務

(3) 一般廃棄物管理型最終処分場 前条第2号のごみ処理施設から排出される焼却残渣及び不燃残渣の最終埋立処分を行う業務

(取扱時間及び休業日)

第4条 処理施設の取扱時間及び休業日は、次の表のとおりとする。ただし、管理者が処理施設の管理上必要があると認めるときは、取扱時間又は休業日を変更することができる。

処理施設	取扱時間	休業日
し尿処理施設	午前8時30分から 午後5時まで	日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月31日及び1月2日から1月5日まで
ごみ処理施設	午前8時30分から 午後4時30分まで	日曜日及び12月31日から翌年の1月3日まで

一般廃棄物管理型 最終処分場	午前 8 時30分から 午後 5 時まで	日曜日及び12月31日から翌年の 1 月 3 日 まで
-------------------	-------------------------	--------------------------------

(使用の許可)

第 5 条 し尿処理施設を使用する者は、管理者の許可を受けなければならない。

2 管理者は、し尿処理施設の運転、操作上必要があると認めるときは、し尿処理施設の使用を制限することができる。

(使用料及び手数料)

第 6 条 し尿処理施設にし尿及び浄化槽汚泥を搬入する者は、し尿処理施設使用料として、1月の搬入量の1,000キログラムにつき185円を乗じて得た額(1,000キログラム未満の端数は、1,000キログラムとする。)を納入しなければならない。

2 ごみ処理施設にごみを直接搬入する者は、ごみ処理手数料として、1台当たりの搬入量に対して、別表に定める手数料を納入しなければならない。ただし、本組合管内の家庭が直接搬入するごみが、次の各号のいずれかに該当するものは無料とする。

(1) 台風、地震その他の天災により本組合管内の家庭から発生したごみ。ただし、当該ごみ以外のごみと混載されて搬入された場合を除く。

(2) 分別された資源ごみ。ただし、当該ごみ以外のごみと混載されて搬入された場合を除く。

3 前 2 項のし尿処理施設使用料及びごみ処理手数料の額は、前 2 項の規定により算出した額に、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額（その額に、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(手数料の免除)

第 7 条 管理者は、火災その他の特別の事由があると認めるときは、前条第 2 項に定めるごみ処理手数料を免除することができる。

(技術管理者の資格)

第 8 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第21条第 3 項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（化学部門，上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて，1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 8 条の 17 第 2 号イからチまでに掲げる者
- (4) 前 3 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると管理者が認める者（委任）

第 9 条 この条例に定めるもののほか，必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

附 則（昭和 54 年指宿広域市町村圏組合条例第 3 号）

この条例は，公布の日から施行する。

附 則（昭和 55 年指宿広域市町村圏組合条例第 1 号）

この条例は，昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年指宿広域市町村圏組合条例第 1 号）

この条例は，昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年指宿広域市町村圏組合条例第 1 号）

この条例は，昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年指宿広域市町村圏組合条例第 1 号）

この条例は，平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年指宿広域市町村圏組合条例第 5 号）

この条例は，公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年指宿広域市町村圏組合条例第 1 号）

この条例は，平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年指宿広域市町村圏組合条例第 2 号）

この条例は，平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年指宿広域市町村圏組合条例第 1 号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成17年指宿広域市町村圏組合条例第2号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成17年指宿広域市町村圏組合条例第3号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年指宿広域市町村圏組合条例第2号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年指宿広域市町村圏組合条例第2号）

この条例は、平成19年12月1日から施行する。

附 則（平成23年11月28日指宿広域市町村圏組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1号の規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年指宿広域市町村圏組合条例第1号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月8日指宿広域市町村圏組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月8日指宿広域市町村圏組合条例第4号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月20日指宿広域市町村圏組合条例第5号）

この条例は、平成25年12月1日から施行する。

附 則（平成26年3月10日指宿広域市町村圏組合条例第1号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月23日指宿広域市町村圏組合条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の指宿広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第2号に規定する指宿広域市町村圏組合颯娃ごみ処理施設においては、この条例の施行の日以後においても、同日前に搬入されたごみの焼却処理及び当該ごみの選別、破碎、

圧縮等の処理を行うことができる。

- 3 指宿広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例第2条第3号に規定する指宿広域管理型最終処分場においては、この条例の施行の日以後においても、改正前の条例第3条第3号の規定により排出される焼却残渣及び不燃残渣の最終埋立処分を行うことができる。

附 則（令和4年2月24日指宿広域市町村圏組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年11月22日指宿広域市町村圏組合条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の指宿広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後のし尿処理施設の使用に係る使用料及びごみの搬入に係る手数料について適用し、同日前のし尿処理施設の使用に係る使用料及びごみの搬入に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和6年2月20日指宿広域市町村圏組合条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の指宿広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後のごみの搬入に係る手数料について適用し、同日前のごみの搬入に係る手数料については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

品 目	手数料
スプリング入りマットレス	10キログラムにつき1,000円を乗じて得た額
その他の一般廃棄物	30キログラムにつき100円を乗じて得た額 (30キログラム未満の端数は、30キログラムとする。)